

THE POSSIBILITIES ARE INFINITE

FUJITSU

2007

知的財産報告書

富士通株式会社

1. 知的財産に関する考え方

■ The FUJITSU Way に基づく行動

富士通は、企業として、従業員として、いかに行動するべきかという原理・原則を示すものとして、また、従業員一人ひとりの業務遂行に際して基準となる共通の価値観を示す、The FUJITSU Way を 2002 年に制定し、この中で「知的財産を保護します」と明記しています。従業員は、知的財産が企業を支える重要な経営資源であることを理解し、その権利の法的意味をよく理解したうえで、権利の取得・維持と活用に努めています。

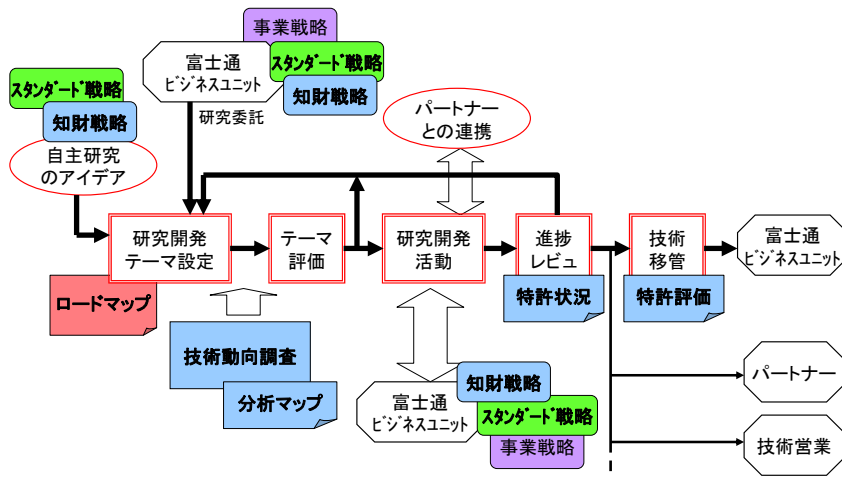
The FUJITSU Way FUJITSU



■ 経営戦略での活用

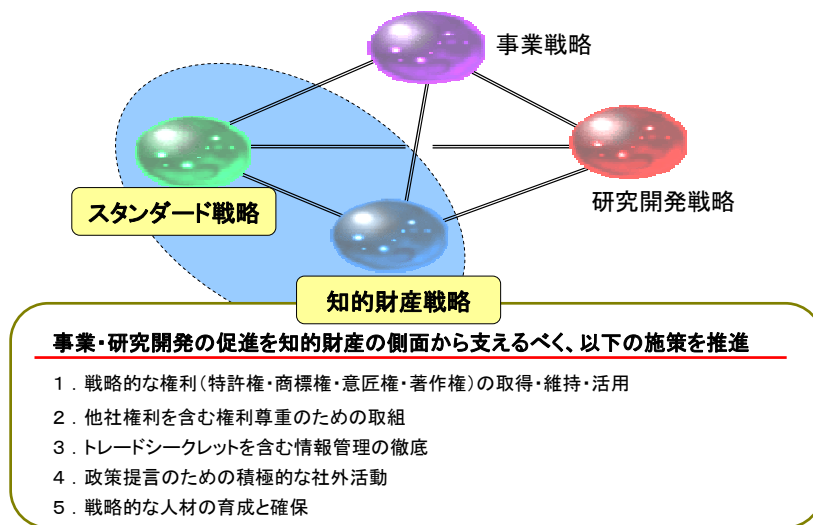
事業経営を行う際には知的財産を常に意識し、積極的に利用することが重要となります。富士通では、事業活動の早い段階から、法的な面や知的財産の面等から多面的な分析を行い、経営判断や戦略立案を行うことを心がけています。

例えば、研究開発のテーマは次図のフローに従い決めています。



- ① 研究テーマを設定にあたっては、現在の事業展開に併せて必要な研究開発を行うテーマと富士通の将来の事業を見据えて必要となるテーマについてロードマップを作成。
- ② 各々のテーマにつき、技術動向調査を行い、テーマを知的財産の観点からも評価。
- ③ 評価結果を利用して、研究開発に注力する分野を決め、併せて特許の集中出願を行う。
- ④ 適宜、研究開発を評価して見直し。この時に特許についても確認を行い、出願中の案件のブラッシュアップや出願の強化等を図り特許網を構築。

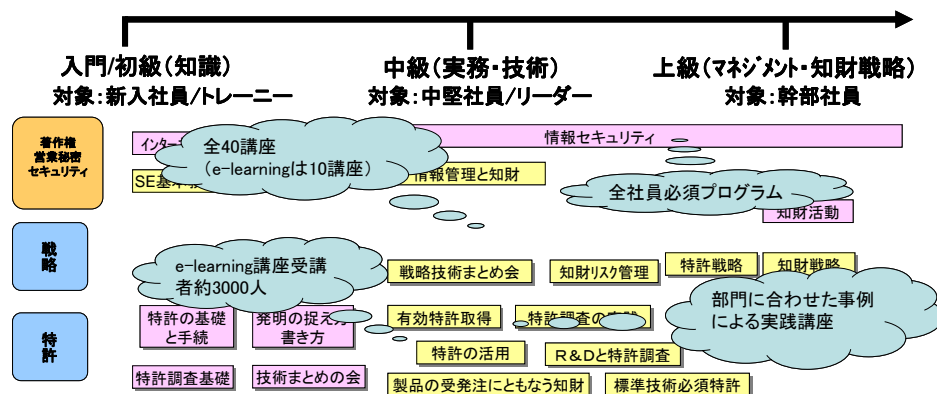
■ 知的財産戦略の目的と位置づけ



富士通の知的財産戦略は標準化（スタンダード）戦略とともに、事業の競争優位性の確保、事業の自由度の確保、事業収益の確保の3つを目的としています。自社の保有する技術を知的財産で支えることによって、より効果的に商品やサービスを差異化して「事業の競争優位性の確保」を、またより良い条件での他社との連携を実現して「事業の自由度の確保」を実現し、さらにライセンス等の活動を通じて「事業収益の確保」をするために、知的財産戦略とスタンダード戦略を立案し、実施しています。保有技術を知的財産でバックアップすることによって事業を支えることが、二つの戦略のより重要な役割であり、それを実現するために、知的財産戦略とスタンダード戦略は、事業戦略、研究開発戦略と一体に存在するものであるべきと考えています。

■ 従業員の教育

各人の様々な立場やキャリアに応じて、それぞれが知的財産を意識・配慮して業務の遂行ができるよう、教育プログラムを用意しています。



教育形式には、全社従業員向けに、定期的にセミナー形式で行い知的財産の専門的な内容について解説する「集合教育」、知的財産の基礎について Web 上で受講する「e-learning」、演習形式の「実習/実践教育」があります。

教育の対象、内容、目的は、以下の表に示すとおりです。

クラス	対象	内容・目的
入門/初級	新入社員～3年目	知的財産に関する基礎知識の習得が中心。富士通の事業、研究開発における知的財産の重要性を認識する。
中級	5～10年目	知的財産を事業、研究開発の中で実際に活かすために必要なことを考える。実務の中で取り組むべき事項、実行すべき事項を学ぶ。
上級	課長以上	事業戦略・研究開発戦略と知財戦略を一体とするために求められていることを考える。また、知財戦略を実際の業務遂行の中で実践することを考える。

■ 特許の補償・表彰制度

従業員が職務に関連して行った発明は、富士通に譲渡され特許出願されますが、その出願時点での評価に応じて従業員に対して補償金を支払います。さらに出願したものが特許になった場合には、富士通社内での実施状況や、他社へのライセンスによる収入などを加味した形で補償金を支払います。従業員の職務発明の評価とその補償金の決定に関しては、その従業員に対し結果のフィードバックを行うとともに、結果に対して異議があればそれを受け付け、従業員との対話により適切に対応しています。また、職務発明に対する補償とは別に、社内での評価で優秀な発明と認められた場合には社内表彰の対象とし、従業員の貢献に報いています。

■ 知的財産戦略実践のための組織

富士通では、知的財産戦略を推進するために、コーポレート部門に法務・知的財産権本部を設置しています。法務・知的財産権本部は、特許や商標等の権利の取得・維持・活用のみならず、社内のゼネラルカウンセルオフィスとして、契約締結や社内の各種ルール作りとその運用までを含めた業務を行っています。また、特許調査を専門で行う関係会社として富士通テクノリサーチを有しています。

知的財産戦略の実践にあたっては、法務・知的財産権本部、富士通テクノリサーチのみならず、各ビジネスグループの中に知的財産活動を支える部隊を置き、各々の事業環境に即した、具体的な取組を行っています。

2. 特許

■ 特許に関する3つの基本方針

知的財産戦略の根幹を担う特許に関して、富士通では、3つの基本方針を掲げて取り組んでいます。第一は、質の高い特許を取得することです。他社に対して、我々の技術力を発揮できるような特許の取得を目指しています。また、外国特許出願にも更に力を入れて、国際化している事業環境を支えています。第二は、特許を有効活用することです。取得した特許を、経営の様々な局面で有効に活用してこそ、経営資産としての特許が生きてきます。具体的には、「4. 知的財産の活用」にて幾つか事例を通じて説明します。第三は、他社特許の侵害を徹底的に回避することです。他社の特許を把握しそれを回避することで、独自の技術を生むことが可能となります。どうしても他社の技術を使用せざるを得ないという場合には、交渉してライセンスを受けます。

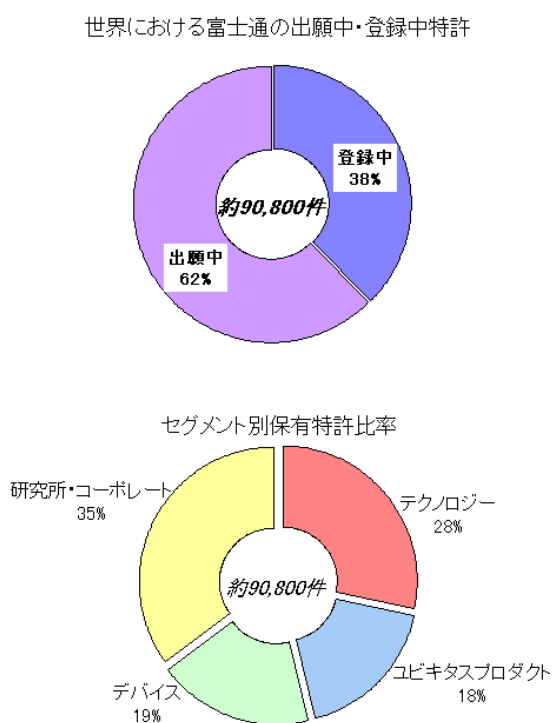
■ 特許ポートフォリオのグローバル構築

富士通は、図1上のグラフが示すとおり、現在全世界で約90,800件の特許を保有しています（登録中または出願中）。図1下のグラフは、セグメント別の保有状況です。

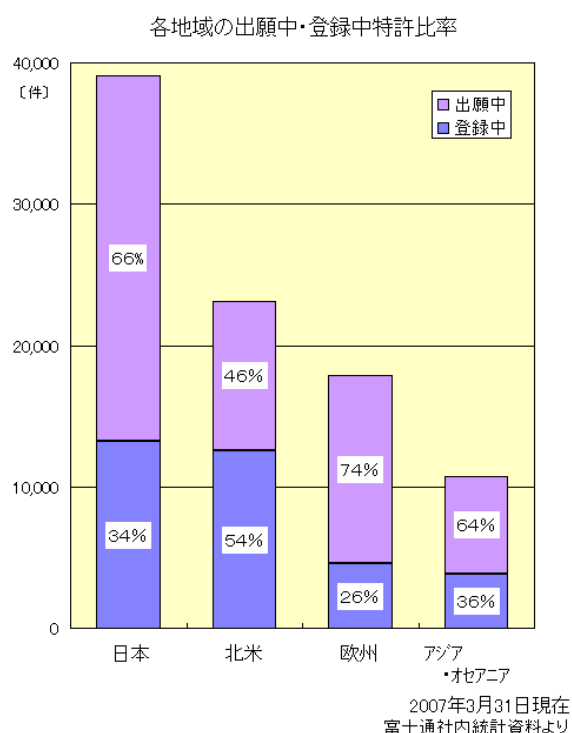
図2のグラフは、保有特許の地理的な分布です。日本を中心にしたグローバルな推進体制のもと、欧米のみならず、アジアにおいても有力特許の取得に取り組んでいます。

北米・欧州・中国等の海外の開発拠点における発明の抽出にも積極的に取り組み、特許ポートフォリオの強化を図っています。

【図1】



【図2】



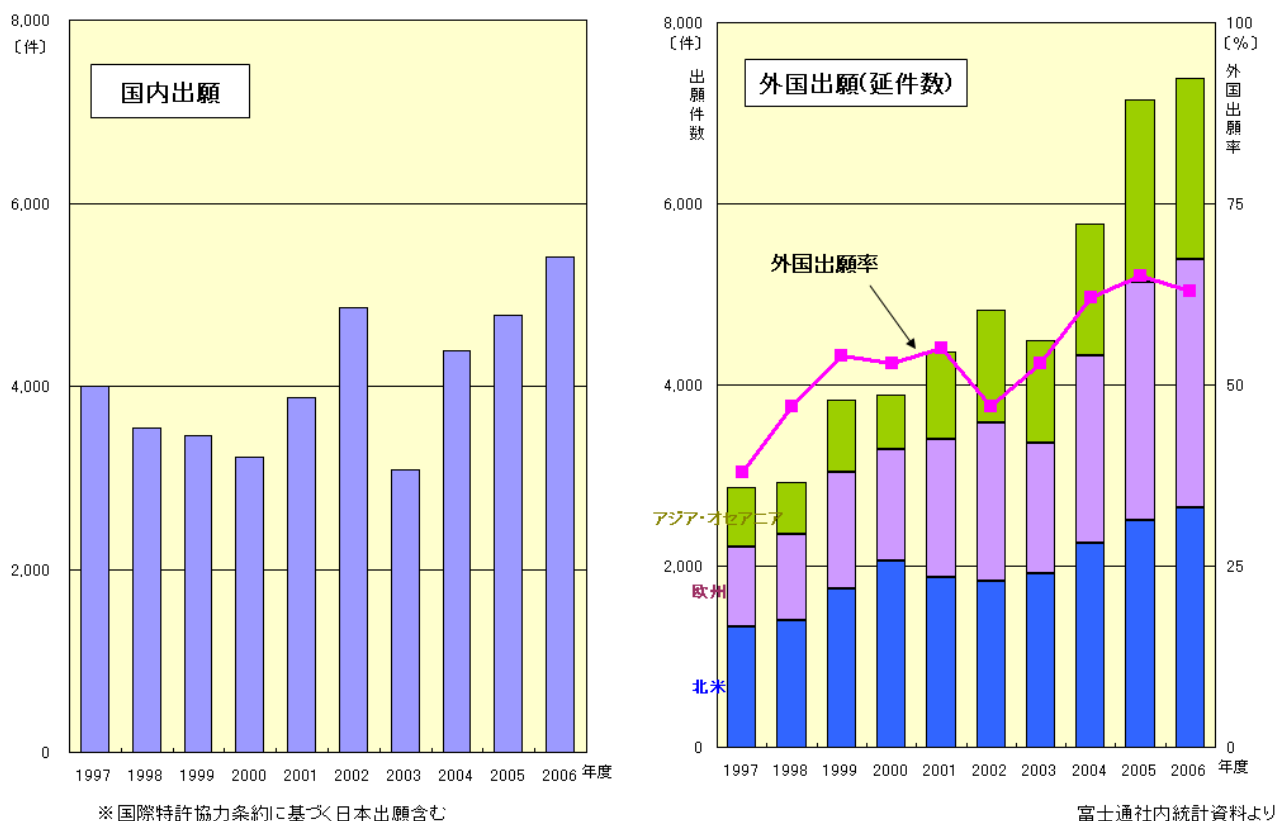
■ 海外事業展開に伴う継続的な外国出願の強化

図3左のグラフは、過去10年間の国内での特許出願件数です。4,000件前後で推移しており、この2～3年は増加傾向にあります。2006年度は5,000件を超えています。

一方、右のグラフは、この10年間の外国への出願延べ件数です。外国出願件数は年々着実に増加しています。近年は欧州、アジアの出願を増やしています。

また、現在、外国出願率*は60%を超えており、情報通信産業界の中では、非常に高い数値となっています。

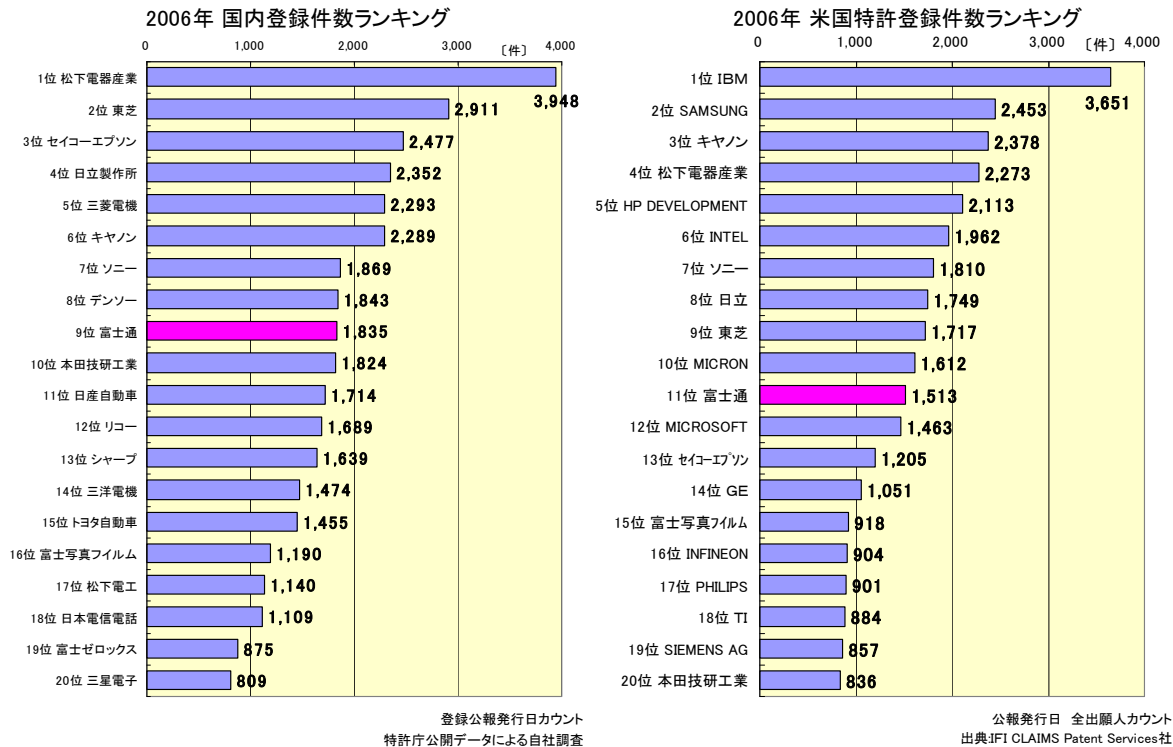
【図3】



*外国出願率とは、国内出願した全件数に対して、国内出願を基礎として外国に出願した件数の割合を表しています。いずれかの外国1カ国にでも出願すれば、外国に出願した件数を1件として数えています。

z 図4は、日本と米国における特許ポジションを表したグラフです。富士通は、2006年国内の登録件数ランキングでは9位、同年の米国特許登録件数ランキングでは11位となっています。

【図4】



■ 特許ポートフォリオの構築策

特許のポートフォリオを構築する上で、富士通が実行していることは3つあります。

第一は、研究開発・技術開発の中で重点テーマ、戦略テーマを設定して、積極的に特許取得に取り組むことです。

第二は、事業安定化を考慮した幅広い権利を取得することです。特許を取得するにあたっては、その権利範囲ができるだけ広い分野に関係するようにします。特定の市場だけではなく、さらに様々な応用があり得るということを見据えて、出願内容を工夫しています。

第三は、事業展開に応じて、出願後の再評価とブラッシュアップを行うことです。世の中の変化につれて非常に重要になってきた技術分野に関連した特許については、様々な観点でブラッシュアップして有力な特許に仕上げることが出来ます。

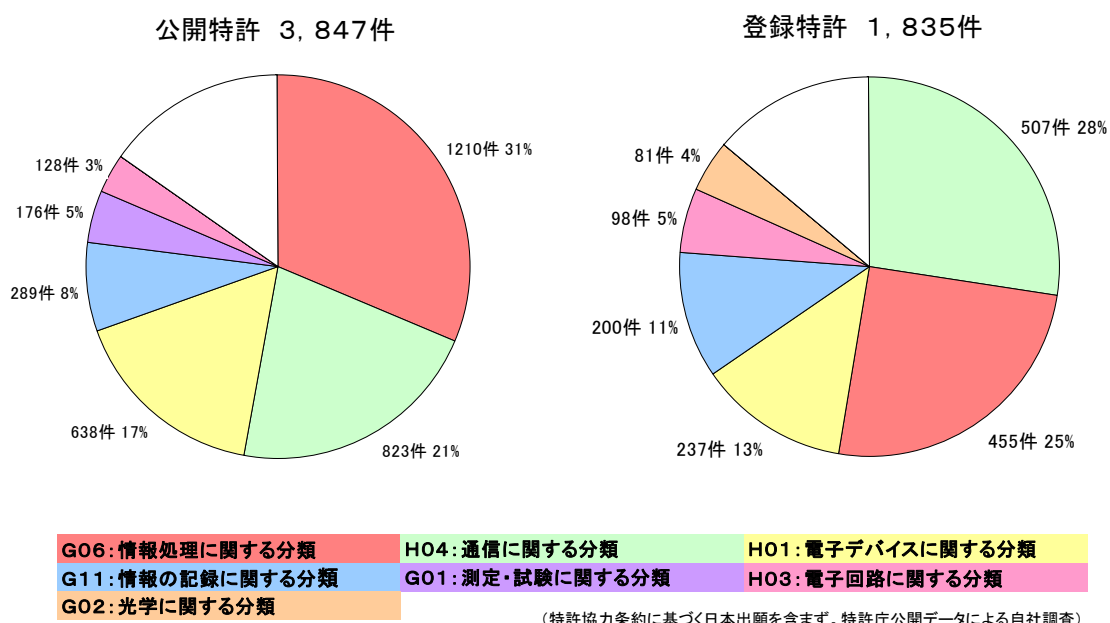
更に2006年度から、知的財産戦略をより実効的に事業戦略に織り込むため、事業部門毎に知財戦略責任者を任命しています。知財戦略責任者は自社の方向性・特許取得計画、他社との共同開発等の連携可能性の検討により、特許ポートフォリオの構築の中核を担っています。また他社有力・要注意特許の侵害回避のための早期対策（特許リスクの早期把握・管理）等も行い事業安定化への一翼も担っております。

■ 事業と一体化した特許出願

図5左のグラフは、2006年に日本で公開された富士通の特許出願件数、右のグラフは、同じ期間に日本で登録（権利化）された富士通の特許件数を、それぞれ国際特許分類（IPC）別に内訳を表したものです。

富士通が出願・登録する特許の分類は、情報処理に関する分類(G06)、通信に関する分類(H04)、電子デバイスに関する分類(H01)等、富士通のビジネスに密接に関連する分類となっています。

【図5】



富士通では、研究開発投資を重点的に行う技術分野を設定し、その分野で基本技術のみならず周辺技術をも含めて特許を取得するという活動を行っています。富士通の主力事業であるコンピュータ、通信、半導体事業について、この活動の一例を示すと、サーバの分野では様々な技術を合わせ約500件の特許を出願しています。また、光伝送の技術分野では年間400件以上の特許出願を、ネットワークの関係ではWiMAX、3GPP LTEなどの分野での特許も年間140件以上出願しています。半導体の先端技術では、45nm以降の微細加工技術に注力して、配線構造／プロセス、歪みSi（シリコン）応用、低消費電力を重点に権利化し、2006年度は100件以上の特許を出願しています。また、他社にない特徴的な技術についても、例えば、銀行のATM等で使用されている手のひら静脈認証の技術では国内外合わせてこれまで約500件の特許を出願しています。さらに、ATM以外の応用分野についても、入退室管理・電子行政・医療システム・旅客システムなど、利用シーンに応じた権利の取得促進を行っています。

3. ブランド・デザイン・ソフトウェア

■ 富士通シンボルマークの保護とブランド推進体制

富士通は、全ての活動において富士通シンボルマークを使用し、富士通の企業イメージを集約・維持するため、コーポレート部門にコーポレートブランド室を設置しています。コーポレートブランド室は、富士通シンボルマーク及びコーポレートブランドの維持・管理を行っています。



また、各ビジネスユニット・関係会社ごとにブランドマネージャを配しています。ブランドマネージャは、富士通シンボルマーク及びそれぞれのビジネスユニット・関係会社の商品・サービスブランドを構築・維持・管理する役割を担っています。富士通では、社内で富士通シンボルマークを使用する際のガイドライン「FUJITSU BRAND PRINCIPLES」を定めています。また、関係会社、パートナー様との間で、富士通シンボルマークの使用に関する契約を締結し、グループ全体で使用方法を統一しています。全世界で、富士通グループ各社が富士通シンボルマークを使用できるようにするため、150以上の国・地域において富士通シンボルマークの商標権を取得し、その維持・管理を行っています。

■ ウェブサイトの統一

富士通は、インターネットのウェブサイトをお客様と富士通とを繋ぐ、重要なコミュニケーションツールの一つと捉え、www.fujitsu.com にウェブサイトを集約しています。また、グループ全体のウェブデザインの統一や、富士通ウェブ・アクセシビリティ指針（社内指針）を公開するなど、ユーザビリティ、アクセシビリティの向上に努めています。その結果、日経パソコン「企業サイト ユーザビリティランキング 2006」において、2004年度・2005年度に続き3年連続で首位を獲得いたしました。

■ デザイン

富士通は、総合デザインセンターを設置しており、パソコンや携帯電話などの製品デザイン、ウェブサイトや業務用システムのグラフィカルユーザインタフェース(GUI)デザイン、情報システムを利用されるオフィスや店舗の空間デザイン、ブランディングに関するビジュアルデザインなど、幅広い領域のデザインを手がけています。富士通は「人」を中心に据えた「ヒューマン・セントード・デザイン」をポリシーとし、ユニバーサルデザイン、エコデザイン、アドバンスデザインなど、様々はデザイン活動を展開しています。その過程で、積極的に意匠権を取得してデザインの保護を図り、事業促進に役立てています。

■ 模倣品対応

中国・香港をはじめ、世界各国において、富士通シンボルマークをはじめとした富士通の商標や製品デザインを模した模倣品が多数見つかっています。富士通は、模倣品がそれぞれの国・地域のお客さまに及ぼす影響や富士通の企業イメージの毀損を憂慮し、こうした模倣品を製造・販売する業者に対し、商標権や意匠権等に基づき、厳正に法的対応をしています。

現在、中国において、「富士通」名とマークを盗用した電動自転車に対して、深圳中級人民法院に商標の使用停止を求めて提訴している案件があります。また、PCカードモデムの模倣品も見つかっており、これに対しては、北京等で行政摘発手続をとりました。

加えて、中国における不正な商標登録に対して、商標局に対して、異議申立を行っています。

■ ソフトウェア著作権の保護と活用

ソフトウェア事業においては、著作権による保護の重要性はますます高まってきています。富士通が開発するソフトウェアの著作権を保持することは、他社との競争優位を支えるばかりでなく、再利用による品質の向上と納期の短縮にもつながり、より良い商品・サービスをお客様に提供することを可能にしています。他方、他社のソフトウェアを使用する際には、著作権の侵害が発生しないように徹底しています。

4. 知的財産の活用

■ 戦略的アライアンス

数多くの優れた独自技術を保有していても、市場でのポジションをより強固にするために、他社とのアライアンスを行うことがあります。ここではそのような一例として、HDD（ハードディスクドライブ）事業を紹介します。

富士通はHDD事業を全世界で展開しています。その基礎となっているのは、富士通が独自に開発した多くの先端技術であり、国内外で1,500件以上の特許を保有しています。それらの多くが様々な企業とクロスライセンスを結ぶという形で活用され、紛争を未然に防ぎ、事業の自由度を確保することによって、HDD事業の競争力を支えています。それに加え、国内企業との間での磁気ヘッドに関連するクロスライセンス及び共同開発契約の締結など戦略的なアライアンスを進めています。

■ 国際標準化への取り組み

情報通信の分野では、自社の技術だけで1つの市場を作るということは困難であり、各社が標準化された技術を利用し、相互接続性・互換性を保ちながら様々な製品を提供することによって、市場が形成されていきます。このような状況においては、自社技術が国際標準に採用され、また関連する特許を保有していることにより、事業遂行を有利にすることが可能となります。

したがって、国際標準化への参画は、会社の事業戦略の中でも重要なものであると言えます。富士通では、グループ全体を俯瞰して情報社会の発展に向けて戦略的に標準化活動を推進するためにスタンダード戦略を立案し実践するための専門の部門を設置し、知的財産の強化と活用を図っています。

富士通は日本の工業標準化の発展への貢献により平成18年度工業標準化事業経済産業大臣表彰を受賞しています。

富士通が関与している標準化活動の例を表1に示します。

【表1】 標準化活動の例

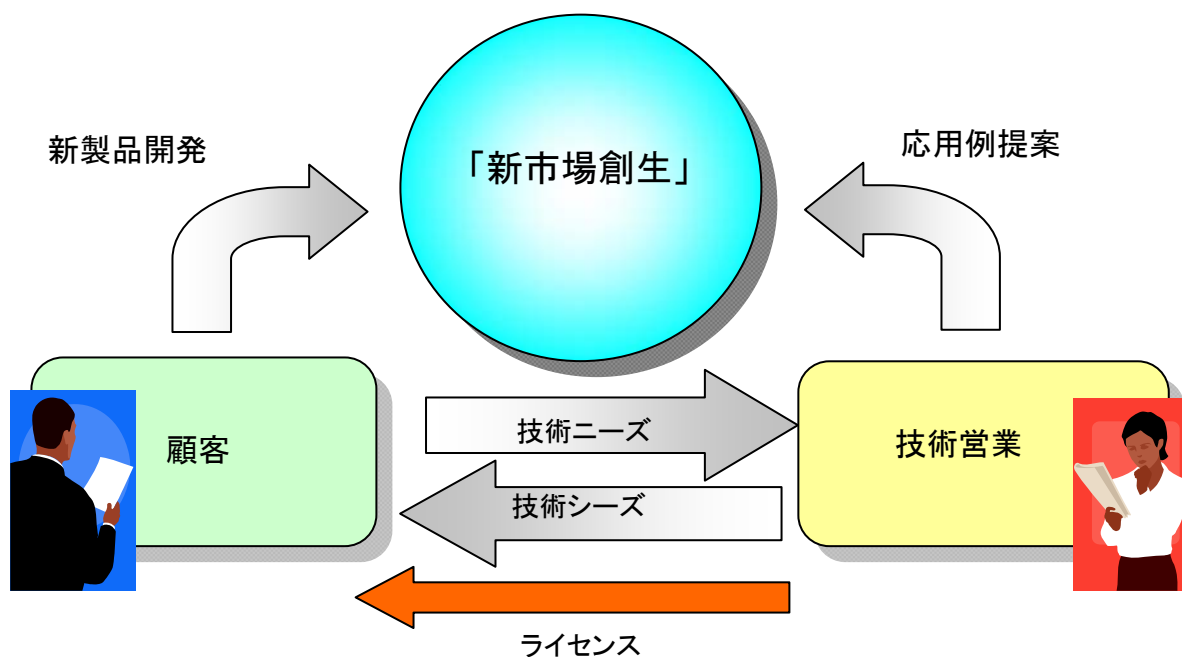
関連する団体名	内容	富士通の活動
ISO *1	国際標準化団体（通信、電子・電気分野を除く）	ISO9000（品質マネジメントシステム規格）、ISO14000（環境マネジメントシステム規格）等対応
IEC*2	電子・電気分野の国際標準化団体	IEC TC111(電子・電気機器、システムの環境規格)の初代議長に2004年就任（活動中）
ISO/IEC JTC1	ISOとIECの合同の技術委員会では情報技術分野の国際標準化を担当	・H.264のベースとなるMPEG-2（DVD、デジタルTV放送）、MPEG-4 Video、MPEG-4 Audioの規格の開発への貢献と必須特許を取得 ・セキュリティ、プロセス標準、他
ITU*3	通信分野の国際標準化団体	NGN関連、他
3GPP/3GPP2 *4	移動体通信規格の標準化団体	標準仕様の策定に向けた提案活動の実施と必須特許の取得を重視

*1 国際標準化機構、*2 国際電気標準会議、*3 国際電気通信連合、*4 3rd Generation Partnership Project

■ 技術営業

富士通が保有している特許の中には、事業戦略の変化に伴い、富士通自身では実施しなくなったものや、幅広い基礎研究の成果として富士通以外の企業に広く利用できるものがあります。このような特許に関しては、権利を他社に譲渡したりライセンスすることによって、研究開発の成果を活用し、収入に結びつけています。いわゆる休眠特許の活用ですが、対象特許をお客様のコア技術として、新製品開発やマーケティング面での支援も行うことにより、ライセンシーとの友好的関係を構築しています。このような活動を技術営業と呼んでおり、一例としてチタンアパタイトをご紹介します。

チタンアパタイトは、富士通研究所と東京大学渡部俊也研究室との共同開発で生まれた材料で、多くの特許を保有しています。チタンアパタイトは光触媒の一種で、紫外線があたると、臭い・汚れ・細菌・ウイルス等を、水と二酸化炭素に分解する作用があります。光触媒として広く知られているのは酸化チタンですが、酸化チタンに比べて吸着性が大きいことや、樹脂に練りこんでも樹脂を分解しにくいという特徴により、適用分野が格段に広いものです。その抗菌機能、環境浄化機能に着目し、医療・福祉分野のみならず多くの分野で使っていただける技術です。現在では、たとえばマスクやパソコン等で利用されています。また、チタンアパタイトの他にも、圧電セラミックス、カーボンナノチューブ、鉛フリーはんだ等最近のマーケットニーズにマッチした多くの技術についても、Web等を用いて広くご紹介しています。



技術営業の詳細については、下記 URL 「有償特許開放」 をご参照ください。

<http://jp.fujitsu.com/about/tech/>

■ ライセンスの状況

現在までに 500 件以上のライセンス契約を締結しています。ライセンス契約の中には、一方的なライセンス契約、及び、相互にライセンスを行うクロスライセンス契約があります。主要なクロスライセンス契約の締結先としては、Infineon Technologies 社、Intel 社、International Business Machines 社、Lucent Technologies 社、Microsoft 社、Motorola 社、Texas Instruments 社、Samsung Electronics 社等があります。

■ 紛争

富士通は、知的財産に関する紛争が生じた場合、当事者間の話し合いによる解決を最優先としています。しかし、どうしても意見の対立が当事者間では解消しない場合は、裁判等により第三者の判断を仰ぎます。

訴訟には、費用や時間がかかり、リスクを負うことにもなります。しかしながら、会社の重要な経営資産である知的財産を守り、技術者がプライドや自信を持って研究開発を継続できるようにするために、必要なら訴訟の道を選ぶこともあります。

「主張すべきことは主張する」、「必要なら、訴訟も辞さない」、これが富士通の知的財産保護に対する姿勢です。

～過去に富士通が経験した主な知的財産に関する紛争～

1980年代 ソフトウェアの著作権についての紛争

広範囲にわたるコンピュータ・ソフトウェアに関する著作権についての紛争です。

富士通、そして日本企業にとって、初めて経験する本格的な知的財産権に関する紛争でした。このときは裁判ではなく仲裁を利用しました。

1990年代 ICの基本特許についての訴訟

ICの基本特許に関して、米国企業の見解と富士通の見解に相違がありました。

本件では最高裁で「裁判所で特許無効判断ができる」ことが判示されました。その後本判決を元に特許法が改正され、2005年4月に施行されています。

2000年代 PDP特許についての訴訟

PDPの基本特許の価値をめぐり、2年間交渉した韓国企業と決裂し、やむなく提訴しました。税関が特許侵害品の輸入差止申立を受理した案件のうち、初の大型案件となりました。

この資料に記載した内容には、現時点の経営予測や仮説に基づく、将来の見通しに関する記述が含まれています。これらの将来の見通しに関する記述において明示または黙示されていることは、既知または未知のリスクや不確実な要因により、実際の結果・業績または事象と異なることがあります。実際の結果・業績または事象に影響を与えうるリスクや不確実な要素には、以下のようなものが含まれます（但しここに記載したものはあくまで例であり、これらに限られるものではありません）。

- ・ 主要市場における景気動向（特に日本、北米、欧州）
- ・ ハイテク市場における変動性（特に半導体、パソコン、携帯電話など）
- ・ 為替動向、金利変動
- ・ 資本市場の動向
- ・ 価格競争の激化
- ・ 技術開発競争による市場ポジションの変化
- ・ 部品調達環境の変化
- ・ 提携、アライアンス、技術供与による競争関係の変化
- ・ 不採算プロジェクト発生の可能性
- ・ 会計方針の変更